

令和6年度相談支援従事者初任者研修 開催要項

1. 目的

地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービスの、総合的かつ適切な利用支援援助技術の修得及び相談支援事業従事者の資質の向上を図るために開催する。

また、障がい福祉サービス利用者の希望する生活及び課題等を把握し、利用者やその家族の生活に対する意向、総合的支援の方針及び生活全般の質を向上させるための課題等を勘案した個別支援計画の作成等にあたるサービス管理責任者等の資質の向上を図るために開催する。

2. 主催

島根県

(実施機関：社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター)

3. 期日・開催場所・定員

		期日	開催場所	定員
前期	講義	eラーニングによる受講(約12時間) 動画公開日 ~ 7月19日(金)		150名
中期		7月29日(月)~30日(火)	朱鷺会館大ホール	54名
後期①	演習	8月30日(金)		
後期②		9月26日(木)~27日(金)		

【定員について】

- ・今年度の申込みは、県内法人に限ります。
- ・下記4(1)全日程については、事業所内での優先順位をつけてください。
定員を超過した場合は、申込書に記載された優先順位等を考慮して受講をお断りする場合があります。

【eラーニングについて】 ※詳細は受講決定者に個別に通知します。

- ・eラーニングとは、自宅や職場のパソコン等インターネットを介してwebサイト上の学習システムにログインし、動画を視聴して学習する方法です。
- ・eラーニングに必要なインターネット環境や動画再生・音声出力ができるパソコン等を受講者自身で用意していただくことになります。なお、パソコン等の操作方法や設定に関する質問についてはお受けできません。
- ・eラーニングの受講期間の延長はできません。期間中は、動画を繰り返し視聴できます。

4. 受講日程及び受講要件

下記(1)もしくは(2)のいずれかの日程を選択し、各受講要件をご確認ください。

(1) 全日程〔相談支援従事者初任者研修受講者〕

下記①~③を全て満たしている者若しくは市町村職員で相談支援事業に従事している者

- ①本研修受講後1年以内に指定相談支援事業所において相談支援専門員として従事することが見込まれる者
- ②厚生労働省告示に定める相談支援専門員として必要な実務経験年数(別紙1参照)を満たしている者、又は本研修受講後1年以内に満たすことが見込まれる者
- ③中期及び後期①終了後の実習が実施できる者

(2) 前期日程のみ〔サービス管理責任者基礎研修・児童発達支援管理責任者基礎研修受講予定者(以下、サビ管・児発管研修) ※、市町村障がい福祉担当職員〕

- ①指定障害者支援施設及び指定障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者、指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所の児童発達支援管理責任者として従事することが見込まれる者

※サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者には、本研修の前期eラーニングの受講及び別途開催される「サビ管・児発管研修」の受講が必要です。また、サビ管・児発管研修の受講には受講要件がありますので、受講希望の方は本会ホームページにおいて予めご確認ください。

- ②市町村障がい福祉担当職員

5. 申込方法・受講決定・受講料

- ① 申込締切日 5月10日（金）17時までに申し込んでください。※期限を過ぎた受講申込は受け付けません。申込期間中に「島根県福祉人材センターホームページ（<https://www.shimane-fjc.com/>）」にアクセスして、『研修受講サポートシステム』のマニュアルをダウンロードし、入力手順にしたがって申し込んでください。
事業所の登録→受講者の登録→事業所へ申込確認メールが到着して申込み完了です。
※同一事業所において複数名申し込むことは可能です。
※申込みは基本的に事業所を通しておこなってください。（個人での申込はできません。）
- ② 令和5年度相談支援従事者初任者研修の受講証明書の交付を受けている方は、今年度の相談支援従事者初任者研修の前期部分の受講が免除されます。該当する場合は、申込の際に、令和5年度相談支援従事者初任者研修の受講証明書の写しもアップロードし、添付してください。
- ③ 受講を決定した場合、締切後概ね2週間で「受講決定通知書」を送付します。また、受講をお断りする方には、その旨お知らせします。
- ④ 受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。期限までに所定の方法により受講料をお振込みください（振込手数料はご負担ください）。
受講料 ひとり 全日程 6,000円（消費税非課税） ・ 前期日程のみ 3,000円（消費税非課税）
「障害者相談支援従事者研修テキスト(初任者研修編)」中央法規出版(株) 2020年8月発行
テキスト金額 3,520円（消費税課税） ※別途テキストは各自でご購入いただけます。
- ⑤ 決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講取消をされる場合、所定の期日までにご連絡いただいた場合のみ受講料を返金いたします。（返金手数料はご負担いただけます）。
- ⑥ eラーニングのパスワード等は受講料納入確認後、別途送付します。紛失された場合、再発行はできませんので各自大切に保管してください。

6. 修了証書の交付等

- ① 全日程修了者については修了証書が、また前期2日間修了者には受講証明書が交付されます（特定記録郵便で事業所へ送付します）。
- ② 地震、台風等やむを得ない事情以外の理由による遅刻は一切認めません。
※法人、施設等においては、受講者が全日程を受講できるよう調整等を行ってください。
- ③ 欠席、遅刻、早退等により受講時間数を満たさない場合や課題の提出がない場合（注1）は修了証書・受講証明書を発行できません。また、受講態度が著しく不良であると認められる場合（注2）や研修内容を理解していないと判断される場合は、修了証書・受講証明書の発行を行わないこともありますので、予めご了承ください。
 - 修了証書の発行 全日程終了後に発行します。
 - 受講証明書の発行 前期日程終了後に発行します。

注1 ①後期①、後期②の1日目の受付時には、実習期間に取り組んだ内容（詳細は「8.実習」参照）について、課題の提出が必要です。

②例年、課題提出時に不備（必要部数を揃えていない等）がある受講者がいるため、受付が混雑し、開始時間や研修に支障が生じることがあります。中期で説明される実習ガイダンスや資料をよく確認し、提出課題や部数に不備がないようにしてください。また、受付終了間際ではなく、時間に余裕をもってお越しください。

注2 ①他の受講者、研修会場に迷惑をかける行為

②研修の円滑な実施を妨げる行為（課題提出時に必要部数がない等、不備がある場合、グループワーク等において消極的な態度も含む）

③研修に参加する者として好ましくない行為（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、居眠り等）

7. 事前学習

以下の用語について、事前に意味を理解した上で研修に参加してください。

ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョン、エンパワメント、ストレングス、アドボカシー、ケアマネジメント、スティグマ、リカバリー

8. 実習

全日程受講者には、中期及び後期①終了後に、受講者各自で実習を実施していただきます。実習の詳細は中期及び後期①で説明しますが、概要は以下のとおりですので、実施可能であることを確認してください。

実習① 期間 中期終了後～後期①までの間

内容 各受講者が関わる障がい当事者へのインテークからアセスメントを実施する。

※現在自らが関わる障がい当事者がいない場合は、所属する法人内で調整をしてください。

実習② 期間 中期終了後～後期①までの間

内容 研修終了後に就業予定の相談支援事業所等が所在する地域において、社会資源に関する情報を収集する。
※社会資源に関する情報のうち、各市町村自立支援協議会（以下「協議会」という。）に関する情報は、各協議会において説明の場を設けます。申込書に、参加する市町村を記載してください。

参加する市町村は別紙 2「令和 6 年度相談支援従事者初任者研修実習②開催日程」を参考にしてください。

実習③ 期間 後期①終了後～後期②までの間

内容 実習①の障がい当事者に対して再度アセスメントを実施するとともに、サービス等利用計画（案）を作成する。

9. その他

- ① 昼食は各自でご準備ください。
- ② 研修期間中の出席管理に伴い、各講義後に出席簿にサインをしていただきます（印鑑不可）。出席簿にサインの無い場合は欠席とみなし、修了証書等の発行ができませんのでご注意ください。
- ③ 会場は室温調整が十分にできないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備下さい。
- ④ 駐車場に限りがございますので、できるかぎり公共交通機関をご利用ください。
- ⑤ 地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合には、研修受講サポートシステムに登録したファックス番号宛（勤務先等）に一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。なお、研修当日の急な荒天等、実施の判断がつかない場合は、ホームページを確認の上、対応してください。
- ⑥ 研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。
- ⑦ 研修受講にあたって配慮の必要な方は、申し込み時にご相談ください。
- ⑧ 受講者の健康状態によっては、研修参加をご辞退いただく場合があります事を予めご了承ください。
- ⑨ 感染症対策の一環として、マスク着用を推奨します。

10. お問い合わせ先

社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター） 担当／永瀬・増田

〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 2F

【TEL】 0852-32-5975 【FAX】 0852-32-5956 【HP】 <https://www.shimane-fjc.com/>

11. 会場について

「朱鷺会館」（出雲市西新町 2 丁目 2456-4）

JR 西出雲駅の南 500m、「しまね花の郷」隣、JR 西出雲駅南口から徒歩 10 分。

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。